平成２３年（フ）第１４８４号
千葉県浦安市北栄１丁目７番６―405号　小善マンション
債務者　竹内　　笑
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４８９号
千葉県市川市鬼高２丁目６番20号
債務者　大塚　正博
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９６号
千葉市中央区都町１丁目47番３号　ニューサンモール307号
債務者　久我　秀一
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０７号
千葉県八千代市八千代台北１丁目８番地６　プリマヴェーラ八千代台405号
債務者　原　奈緒美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１４号
千葉県市川市市川３丁目21番17号
債務者　手嶋　信枝
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４５号
千葉県船橋市北本町２丁目66番13―103号
債務者　伊藤　三朗
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５５４号
千葉県市川市中国分３丁目11番１―104号　メゾン・ド・グレース
債務者　大湯　　忍
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９０号
京都府京丹後市丹後町宮119番地
債務者　山倉　貞子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第６８６号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中３丁目19番地
債務者　耒住麻依子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７０５号
兵庫県姫路市網干区和久131番地１　モアレビュートハイツ前田１―６、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区西浜町２丁目20番地５
債務者　西田　　修
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７３１号
兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目412番地　喜楽荘
債務者　芝山　正明
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９２号
北海道小樽市桜２丁目15番６号
債務者　八重樫　健
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８号
岩手県釜石市甲子町第９地割280番地、旧住所千葉県東金市田間1126番地　滝口貸家６号棟
債務者　川畑　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１６８号
宮城県宮城郡利府町葉山１丁目31番地１
債務者　菅原　明美（旧姓小國）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９２号
宮城県岩沼市館下１丁目２番30―103号
債務者　鈴木みな子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
宮城県東松島市矢本字大溜213番地２、前住所宮城県東松島市矢本字町浦10番地１　シャロームＢ210
債務者　千葉　幸代
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
宮城県東松島市矢本字大溜213番地２、前住所宮城県東松島市矢本字町浦10番地１　シャロームＢ210
債務者　千葉　君男
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係